# 公 告

災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

令和6年1月24日

九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 牟田 弘幸

## 1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定

#### (2) 基本協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間において災害が発生し若しくは災害の発生が予測される場合、災害対策車の運搬等を行う。また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長(九州地方整備局長)等から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)において発生した災害時においても国土交通省が保有する災害対策車の運搬等を行い、必要に応じて設置し対応することを目的とする。

#### (3) 基本協定内容

- ① 遠賀川河川事務所長は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合に、必要と認めるときは、災害状況に応じて災害対策車の運搬等を要請することができるものとする。
- ② 前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、遠賀川河川事務所長の指示により災害対策車の運搬等を実施するものとする。
- ③ 災害対策車とは別表(災害関係機械配置一覧表)及び国土交通省が保有する機器と する。
- ④ これらの業務を適切に対応が出来るよう、河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

### (4) 基本協定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで なお、本協定は継続される場合がある。

## (5) 基本協定の締結者の選定

基本協定締結者の選定については、九州管内における

- ① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績
- ② 継続的な営業に基づく信頼度
- ③ 災害時等における災害対策車運搬等の協定締結実績
- ④ 資格保有者の雇用者数

- ⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの距離 などを総合的に評価して基本協定締結者を決定する評価方式である。 なお、管内における基本協定締結者は上位から10社程度を想定している。
- (6) 災害時等における災害対策車運搬等の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に災害対策車運搬等を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項(5)の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度(元請・下請を問わず補償できる保険であること)に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前 1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いず れの方式であっても差し支えないものとする。

- (7) 基本協定の継続について(令和7年度以降の協定手続き)については、協定説明書によるものとする。
- 2. 基本協定締結のために必要な要件
- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条 及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。
- (3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和05・06年度機械設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。さらに、令和04・05・06年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を 無効とする。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止をうけていな

いこと。

- (6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体(経常共同企業体を除く)で参加資格を満足する社を対象とする。
- (7) 平成20年4月以降に元請けとして国又は県市町村発注の機械設備の設置又は修繕工事の施工実績があること。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3. 基本協定締結に関する手続等
- (1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 施設管理課

担当:施設管理課長(内線391)

施設管理第二係長(内線394)

電話: 0 9 4 9 - 2 2 - 2 0 3 2 FAX: 0 9 4 9 - 2 3 - 0 0 1 9

- (2) 協定説明書の交付期間、場所及び方法
  - ① 交付期間:令和6年1月24日(水)から令和6年2月7日(水)までの土曜日、 日曜日及び祝祭日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
  - ② 交付場所:上記(1)に同じ。
  - ③ 交付方法:手渡しにより交付する。

(※遠賀川河川事務所HPから入手できます。)

- (3) 申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法
  - ① 提出期間:令和6年1月24日(水)から令和6年2月7日(水)までの土曜日、 日曜日及び祝祭日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
  - ② 提出場所:上記(1)に同じ。
  - ③ 提出方法:持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。
- 4. 技術資料の総合的な評価に関する事項
- (1) 協定説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。
- (2) 協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和6年3月6日(水)を予 定している。
- (3) 協定締結の期日については、令和6年3月22日(金)を予定している。

## 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。
- (4) 申請書の作成要領、評価及び決定方法等の詳細については、協定説明書による。